

■負担限度額(日額)

利用者負担段階	居住費等の負担限度額		食費の負担限度額
	ユニット型個室	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	880円	430円	390円
第3段階 ① 本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上120万以下の人	1,370円	430円	650円
第3段階 ② 本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が120万以上の人	1,370円	430円	1,360円
第4段階 課税世帯	2,066円	915円	1,445円